熊本市
学校規模適正化基本方針

平成26年6月

熊本市教育委員会

目 次

頁

第1章 基本方針策定にあたって
1 策定趣旨 …… 2
2 基本方針の位置付け …… 2
3 検討委員会からの提言 …… 3
4 基本方針の見直し …… 3
第2章 市立小･中学校の状況
1 児童･生徒数と学校数の推移 …… 4
2 市内小中学校の将来推計 …… 6
第3章 学校の適正規模･適正配置の必要性
1 学校の役割 …… 8
2 教育環境の充実 …… 8
3 学校規模によるメリット･デメリット …… 8
第4章 適正規模･適正配置の基本的な方針
1 適正化の視点 …… 10
2 適正化の基準 …… 10
第5章適正規模･適正配置の方策
1 適正化の方策 …… 13
2 適正化の手順 …… 14
3 特に留意する事項 …… 15
第6章 適正化に向けた取り組み
1 検討対象校 …… 16
2 今後の取り組み …… 17

参考資料
《資料1》 熊本市の将来人口の推計 …… 19
《資料2》 熊本市の児童生徒数･学校数及び1校あたりの児童生徒の推移 …… 20
《資料3》 熊本市学校規模適正化検討委員会について …… 22
《資料4》 アンケート調査結果 …… 24
《資料5》 小規模校一覧 …… 25
《資料6》 大規模校一覧 …… 26
《資料7》 学級規模別校区図 …… 27
《資料8》 関 係 法 令 …… 29

※学校規模の表現についてこの方針では，

11学級以下の学校を小規模校，25学級以上の学校を大規模校，31学級以上の学校を過大規模と表現しています。

第1章 基本方針策定にあたって

1 策定趣旨

近年、全国的に少子高齢化の進展が続いている現状において、社会全体に様々な影響が生じてきているところです。そのような中、子どもの減少による小中学校の小規模化は、学校運営や教育効果等に様々な影響を与えることが考えられ、全国的な課題となっています。

本市においても、小学校の児童数は、昭和58年、中学校の生徒数は、昭和62年をピークに年々減少傾向にあり、現在では、小学校の児童数及び中学校の生徒数は、当時の児童数・生徒数と比較すると約3割の減少となっています。

しかしながら、一部の地域では住宅開発による人口の流入により、学校が大規模化し教室不足等により学校運営に支障をきたしている状況もみられます。一方では、農業振興地域や山間部等の地域では、児童・生徒数の減少傾向が著しく、複式学級がある学校もあり、大規模校、小規模校の子どもたちの教育環境に影響が出てきています。

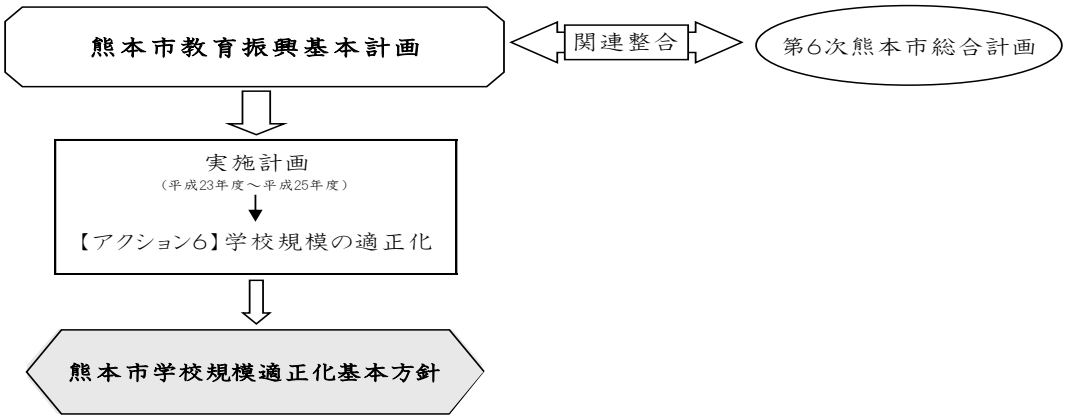
このような諸課題に対応するため、本市においては、平成24年7月に「熊本市学校規模適正化検討委員会」を設置し、小中学校の適正規模及び適正配置について様々な視点からご検討いただき、平成25年3月に意見をまとめた報告書の提出をいただきました。

教育委員会では、この報告書を受け、学校の規模によって生じる諸問題を解消し、より望ましい教育環境を整え、子どもたちが豊かな心と確かな学力、健やかな体を備え、たくましく生きる力を身につけられる環境整備を目指し、検討を行ったところです。

本市における小中学校の規模及び配置のあり方について基本的な考え方を整理し、今後の適正化に向けた具体的な方策等を示した「熊本市学校規模適正化基本方針」を策定し、子どもたちにとって良好な教育環境の整備の充実に取り組みます。

2 基本方針の位置付け

基本方針は、「熊本市教育振興基本計画」における基本的方向性を踏まえ、実施計画の重点的に取り組むアクションプログラム(平成23年度～平成25年度)に位置づけ、「徳・知・体」の調和のとれた次代を担う子どもたちの教育環境の充実と向上を図ることを目的とするものです。今後の基本的な考え方やそれを実現していくための手法等を示し、その推進を図るものです。



3 検討委員会からの提言

平成24年7月に設置した熊本市学校規模適正化検討委員会は、学識経験者として大学教授、地域団体代表者として、自治協議会長、民生委員・児童委員協議会長及び青少年健全育成連絡協議会長、加えて保護者代表者、小学校長、また、公募による委員で構成し、本市の小中学校における教育環境の現状や課題について次の3つの視点を基本に検討が行われました。

1. 子どものための教育環境整備を優先させる。
2. 全市的な視野に立ち適正化を推進する。
3. 学校、地域を配慮した計画に努める。

検討にあたっては、各学校の児童生徒数や通学距離などの基本的なデータのほか、複式学級がある小学校の授業の視察を行うとともに、関係者（学校長等）から意見を聴くなどにより現状の把握に努めました。 検討委員会では、こうした資料等を基に学校の規模・配置についての基本的な考え方と、本市の小中学校の将来的な方向性について協議を行い全市的な視点から意見をまとめた報告書の提出がありました。

教育委員会では、検討委員会における委員それぞれの立場からの意見が盛り込まれた報告書を尊重しながら、基本方針の策定を行いました。

4 基本方針の見直し

この方針は、本市の小中学校の一定規模の確保に向けた、教育委員会としての考え方についてまとめたものです。 今後、国の教育制度の改変等、状況の変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

第2章　市立小･中学校の状況

1　児童･生徒数と学校数の推移

(1)児童･生徒数

熊本市の人口は、合併を行いながら年々増加し、平成26年5月1日現在では734，006人となっていますが、国立社会保障･人口問題研究所(※1)の調査では、今後の本市の将来推計の人口は、減少傾向の予想となっています。《資料1》

一方、小中学校の児童･生徒数は、小学校が昭和58年度の86小学校、58，467人、中学校が昭和62年度の36中学校、30，153人でそれぞれピークを迎えました。

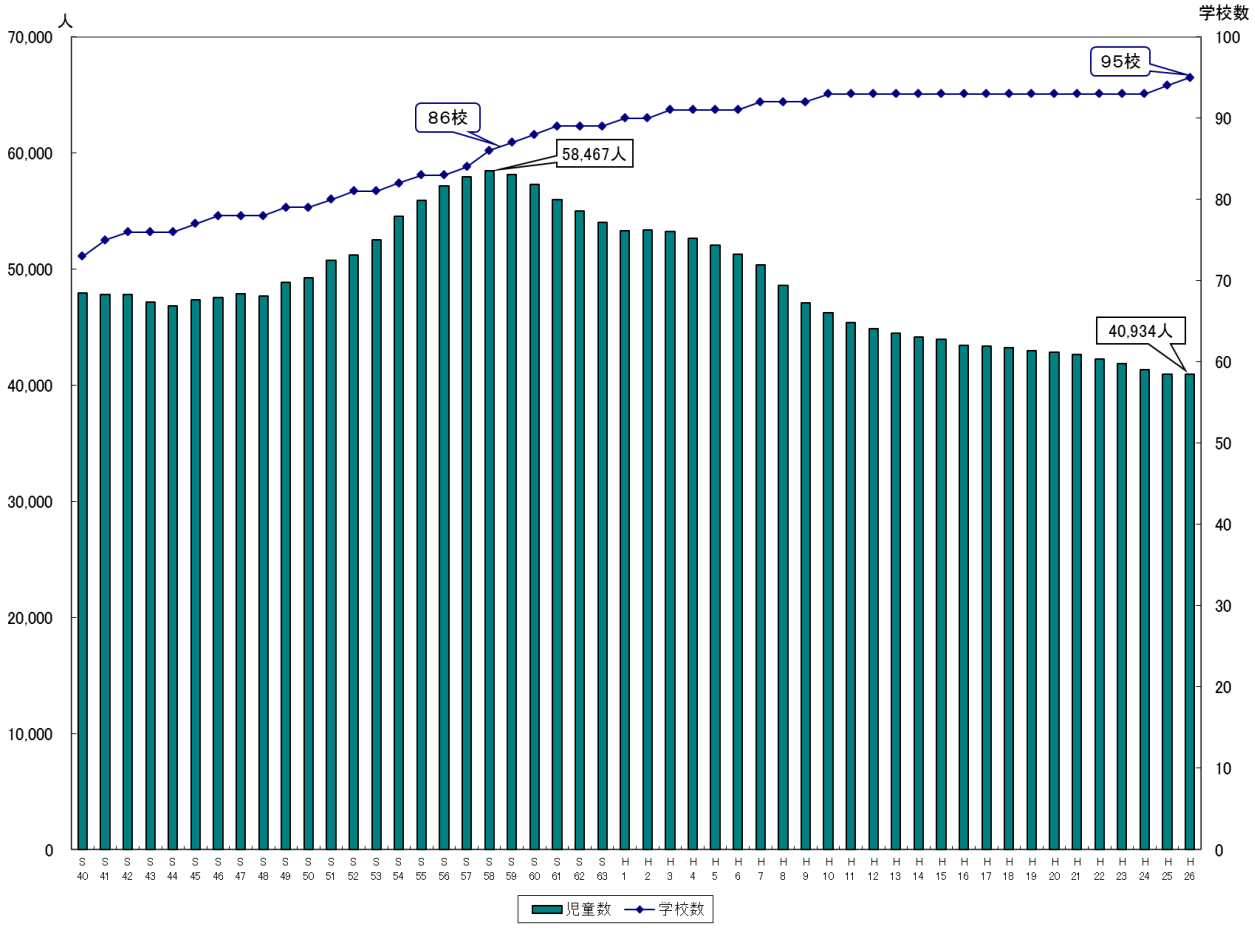
その後、減少に転じ、平成26年5月1日現在の児童･生徒数は、小学校が40，934人、中学校が20，332人となっており、それぞれピーク時と比較すると小学校で約30％、中学校で約33％が減少しました。

また、1 校あたりの児童･生徒数(※2)の推移は、小学校のピーク時は昭和57年度の84小学校、697人、中学校のピーク時は昭和61年度の35中学校、848人でありましたが、平成26年度においては、小学校が95校(分校含む)、435人で約37％の減少、中学校が43校(分校含む)、484人で約43％の減少となっています。《資料2》

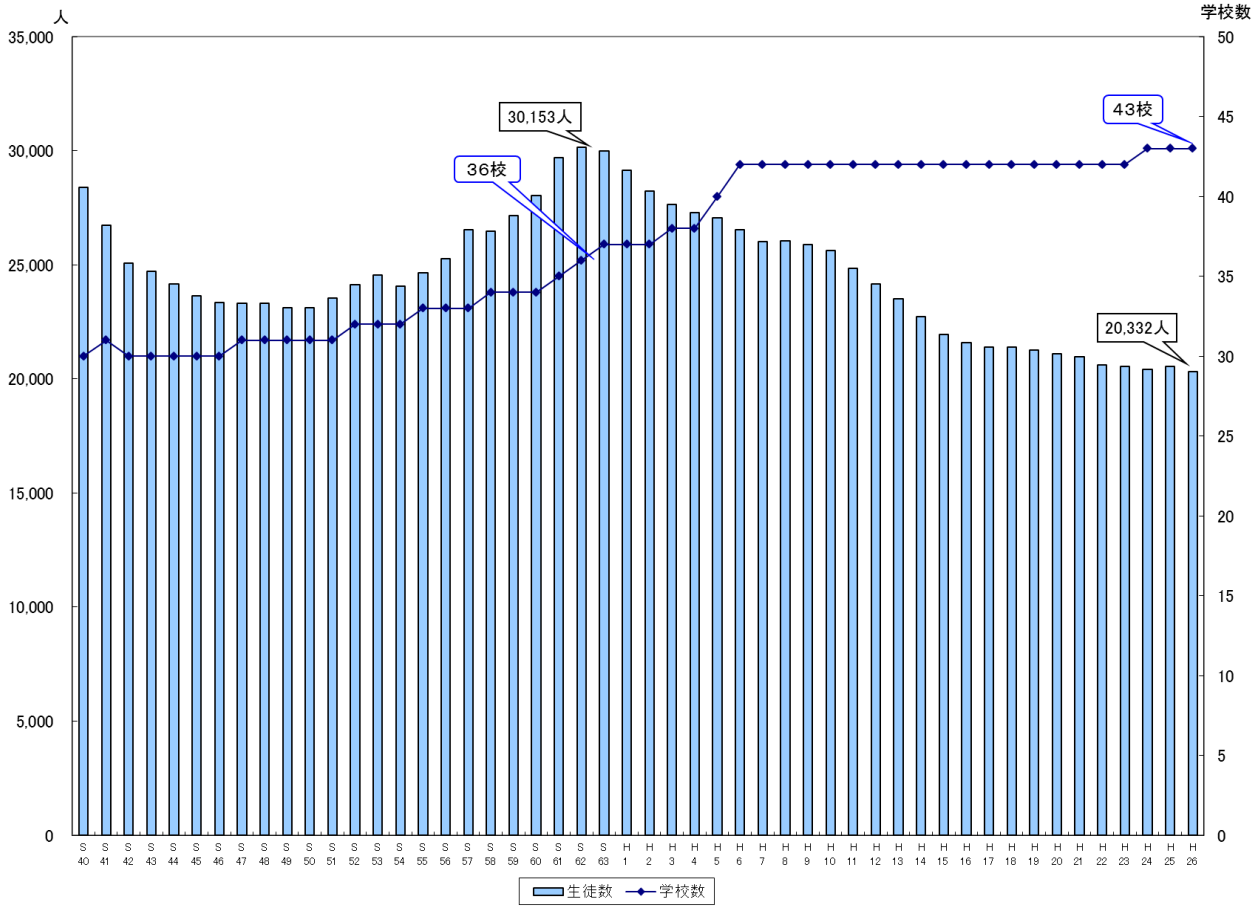
※1:厚生労働省に設置された国立の政策研究機関

※2:1校あたりの児童･生徒数は、分校を除いた人数

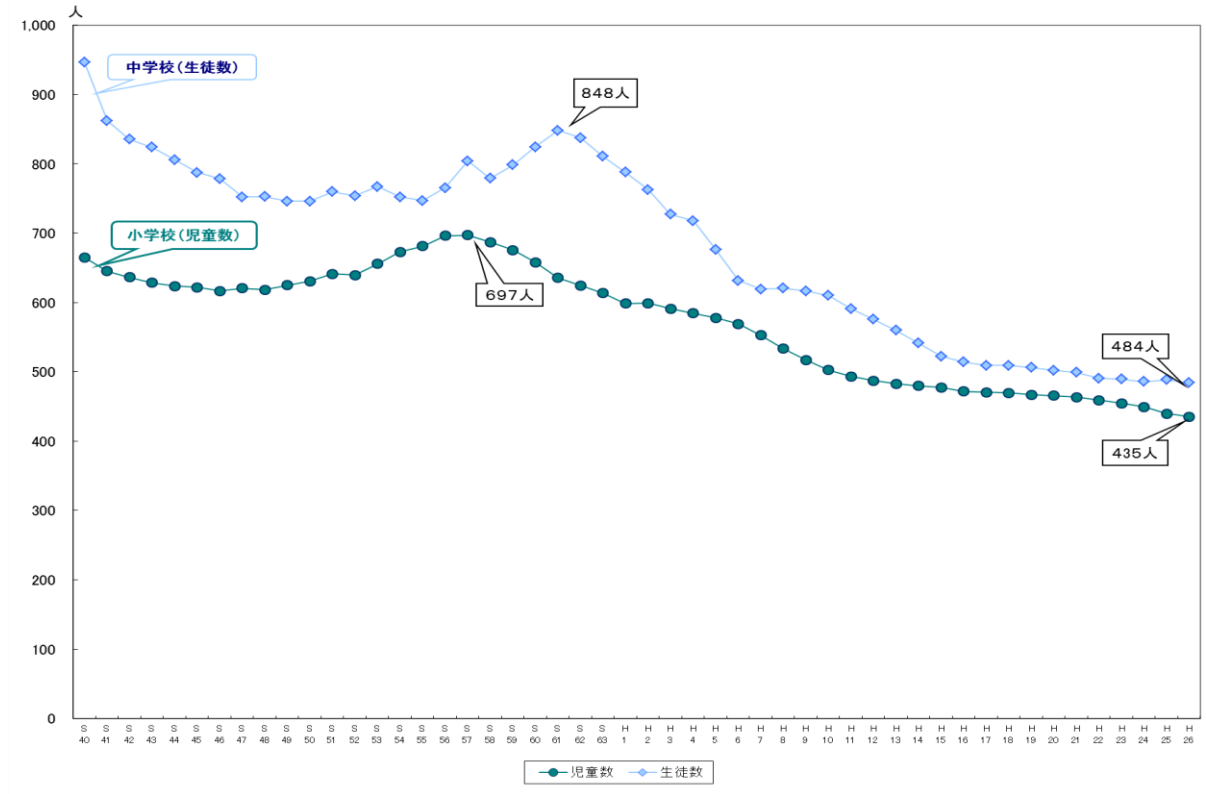
○小学校の児童数と学校数の推移



○中学校の生徒数と学校数の推移



○小学校・中学校の1校あたりの児童生徒数



また、近年における社会情勢の変化から、住宅開発等の新たな市街地が形成されたことにより、人口の地域的な偏りが生じていることから、学校間の児童・生徒数の差が広がっています。

小学校では、児童数が最も少ない松尾北小学校が12人であるのに対し、最も多い龍田小学校が1，220人となっています。 中学校においては、生徒数が最も少ない芳野中学校が43人であるのに対し、最も多い託麻中学校が1，024人となっています。小中学校の児童・生徒数の少ない学校は、山間部の学校で、多い学校は、近年住宅開発された住宅地のある学校で地理的要因などによって大きく児童・生徒数の差が広がっています。

(2)学級数

小中学校の学級数については、児童・生徒数の傾向と同様で、学校間の差が生じている状況にあります。

小学校では、1年生から4年生までが35人学級、5 年生から 6 年生が40人学級としていますが、本市の状況を見てみると、学級数が少ない小規模校(11学級以下)が29校あり、うち複式学級(※3)がある学校が、河内小学校白浜分校、松尾北小学校、松尾東小学校、松尾西小学校、中緑小学校、芳野小学校の6校で、全学年単学級の学校は17校となっています。また、学級数の多い大規模校(25学級以上)は、8校あり、31学級を超える龍田小学校においては、分離新設校の龍田西小学校を平成28年度に開校予定としています。

中学校では、1年生が35人学級、2年生と3年生が40人学級としており、学級数が少ない小規模校は18校あり、全学年単学級は芳野中学校と河内中学校の2校となっています。また、大規模校が5校あり、31学級以上の過大規模校はありませんが、最も多い学校で託麻中学校の28学級です。

大規模化した小中学校では、学級増により教室が不足した分をプレハブ教室で対応するという状況が生じています。

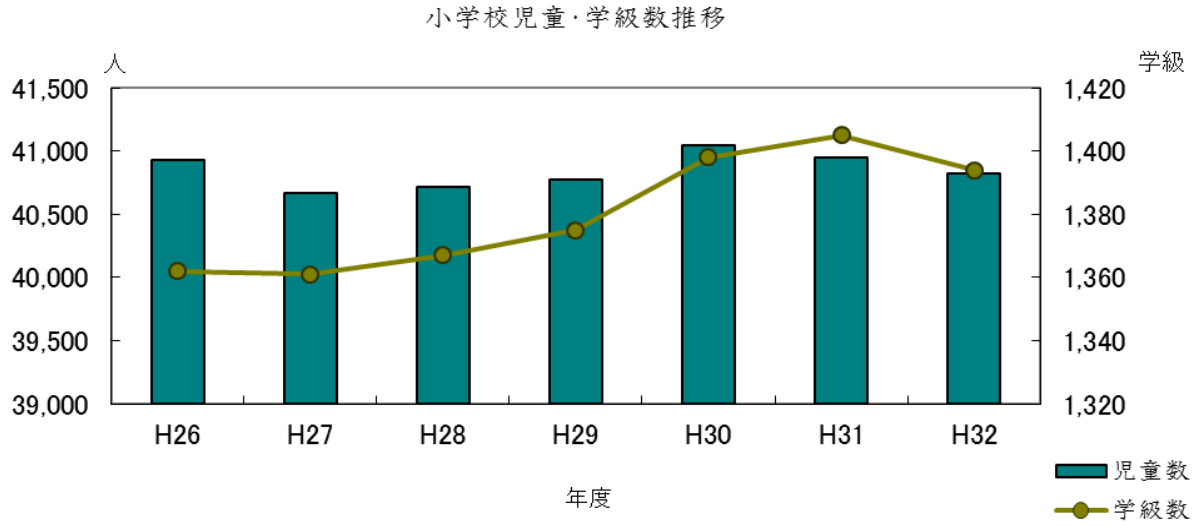
※3:複式学級:学年ごとにクラスを編成するのでなく、複数学年で１クラスにする学級編制のこと。

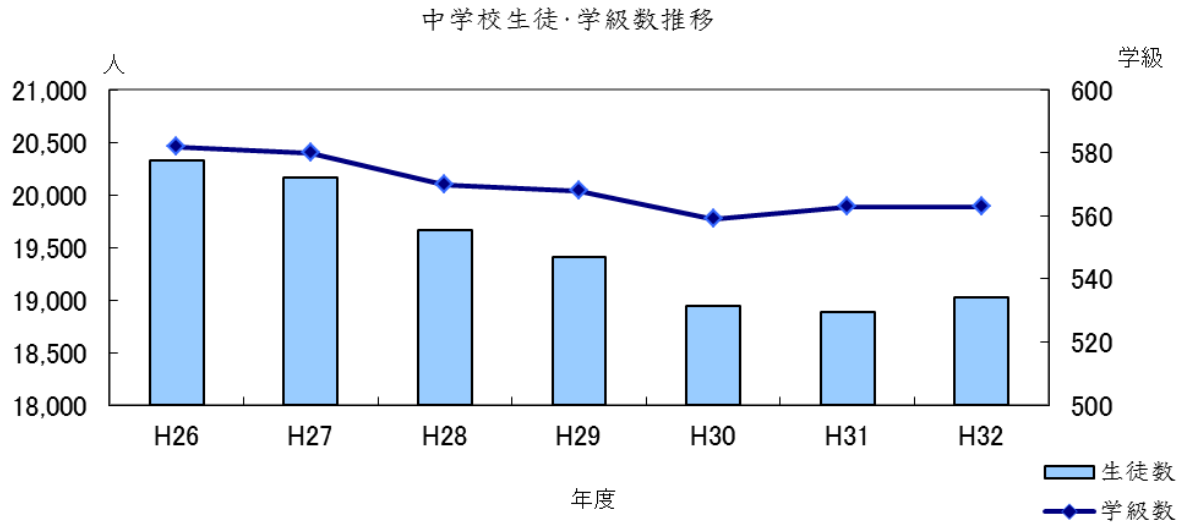
2 市内小中学校の将来推計

平成26年5月1日現在の児童・生徒数は、小学校が40，934人、中学校が 20，332人です。これに対し、将来の児童・生徒数を予測した推計によると、6年後の平成32年における小学校の児童数は40，825人で約0．3％減、中学校が19，026人で約6．4％減になることが想定されています。

熊本市児童・生徒数及び学級数の推移 (学級数は特別支援学級を除く)

		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
小学校	児童数	40,934	40,669	40,707	40,775	41,046	40,945	40,825
	学級数	1,362	1,361	1,367	1,375	1,398	1,405	1,393
中学校	生徒数	20,332	20,161	19,666	19,409	18,947	18,888	19,026
	学級数	582	580	570	568	559	563	563





○本市の学級の標準人数

一学級当りの児童・生徒数は、国においては、少人数学級の推進として、小学校1年生を35人学級とし、他の学年においては40人学級を標準としています。熊本県では少人数教育の拡充のため、小学校2年生も対象に35人学級としており、さらに、本市においては、独自に3年生、4年生と中学校1年生へ35人学級を拡大しており、現在、小学校1年生から4年生、中学校1年生を35人学級として編制しています。

〈参考〉一学年が108人の場合。

・標 準 人 数(40人学級)では3学級(一学級あたり36人)

・少人数学級(35人学級)では4学級(一学級あたり27人)

第3章 学校の適正規模･適正配置の必要性

1 学校の役割

学校は、子どもたちが知識や学力を身につけるだけではなく、集団の中で人間関係を築き様々なことを学習しながら、生涯にわたる学習の基盤をつくることや、同世代の仲間との共同生活を通じて、人間性や社会性など豊かな心と健やかな体を育成すること、さらには一人ひとりの長所を見出し、その個性･能力の伸長を図っていくことなどが求められています。

大規模校及び小規模校には、それぞれにメリットがある一方でデメリットもあります。目の行き届き方、集団生活の形成、縦のつながりなどは大規模校と小規模校が相反した意見となっています。

特に、小規模校においては、細やかな指導ができる反面、子どもたちが少ないため、お互いが切磋琢磨しながら伸びていこうとする点で、刺激が不足しがちになり、人間関係が固定化しやすく、多様な意見に触れる機会が少なくなることが懸念されます。

社会は多様な集団で構成されており、子どもたちが将来、社会で生活することを考えれば、義務教育の過程において小さな集団から大きな集団までを経験させることが大切であると考えられ、そのためには一定の規模が必要になります。一定規模の学校の中でさらに活発な学校生活を送り、お互いに刺激し合いながら学校生活を送っていく環境を作っていくことは、義務教育の一層の向上につながると考えます。

2 教育環境の充実

一定規模の学校とすることで、学級数の増加に繋がり、教員も増員となり、小学校では、同学年の教員同士が指導方法等で協力をしたり、課題解決のアイディアを出し合うこともできます。また、中学校では各教科の専任の教員などの配置が可能になり、子どもたちは各教科の専任の教員から専門的な授業を受けることができるようになります。

さらに、学校内で教員相互の研修の機会も増え、教員同士も切磋琢磨し合うことで、資質及び指導力の向上にも結びつくことが期待できます。

学校の適正規模･適正配置を推進することで、子どもたちにグループ活動や習熟度別指導など多様な教育環境の提供や部活動選択肢の拡大、また、切磋琢磨による多様な価値観の醸成が期待されるとともに、施設の維持･管理の効率化を図ることができ、さらなる教育環境の充実が図られます。

3 学校規模によるメリット･デメリット

学校規模の適正化を検討するにあたり、小規模校、適正規模校、大規模校の規模別に抽出した学校に、学校規模に対する意識を把握するためのアンケート調査を実施しました。

アンケート結果も踏まえ、次のようなメリット･デメリットに整理しました。

学校規模によるメリット・デメリット

		メリット	デメリット
小規模校	教育環境	・学習指導等において、教員の目が行き届きやすく細やかな指導ができる。 ・授業や行事において、個人の活躍する場が多くなる。 ・児童生徒相互の交流や理解が十分に行える。 ・異学年間の交流が生まれやすい。 ・児童生徒一人ひとりの個性や課題を全教職員が共通理解を図りやすい。	・切磋琢磨競い合いが少なく、集団生活になじみづらい。 ・多様な意見に触れることが少なく、協調性や社会性を身に付けにくくなる。 ・運動会、音楽会、発表会などの学校行事において、集団活動に制約が生じやすい。 ・クラス替えが困難なことから、人間関係の固定化につながりやすくなる。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。
	学校運営	・教職員全体の意思疎通が図りやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。 ・学校や地域、保護者同士の連携が図りやすい。	・教員数が少ないため、教科等バランスのとれた配置が行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導等について、相談、研究、切磋琢磨等が行いにくい。 ・教員数が限られているため、研修会等への参加が制限されるほか、不在の際、代わりの教員による授業が組みにくくなる。 ・教員一人に複数の校務分掌が集中しやすい。
大規模校	教育環境	・集団の中で、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。 ・児童生徒数、教員数が多いため、グループ学習など多様な学習、指導形態を取りやすい。 ・クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。 ・切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。	・全教職員による各児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 ・学校行事等において、児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。 ・学年内、異学年間の交流に制限が生じやすい。
	学校運営	・教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導等について、相談、研究、切磋琢磨等が行いやすい。	・教職員全体の連携が図りづらい。 ・特別教室や体育館等の施設、設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。

第4章 適正規模･適正配置の基本的な方針

1 適正化の視点

熊本市における小中学校の現状と小規模校、大規模校それぞれの問題点等を踏まえた中で、本市が目指す学校教育の姿を実現するため、次の視点に基づき、学校規模の適正化に取り組みます。

○子どもたちの教育環境の充実

1. クラス替えを通じて、多様な価値観や考え方をもった子どもと触れ合うことのできる学校規模であること。
2. 学校行事や部活動等において、子どもたちに選択肢を提供することができ、活気が生まれる学校規模であること。
3. 通学距離等については、子どもたちの負担や安全に十分配慮すること。

○指導体制の充実

1. 小学校では、学年に複数の教員を配置できる学校規模であること。
2. 中学校では、指導の充実を図るうえでも、5教科(国語･数学･理科･社会･英語)には教科ごとに複数教員、実技系教科(音楽･美術･保健体育･技術家庭)にも教科ごとに教員が確保されるような体制であること。

○適切な学校運営

1. 学年事務等が適切に配分され、学級経営上に適切な支援体制を組むことができ、教員が児童･生徒の指導に十分な時間を確保できる体制を組める学校規模であること。
2. 特別教室や体育館などの施設利用に制限を受けることなく、授業時間を適切に割り当てることが可能な学校規模であること。

2 適正化の基準

(1)適正規模の基準

学校として一定の規模を有することにより、すべての学校が一定の環境のもとで、学校が果たすべき役割である教育活動を十分に行えるようにしていかなければならないことから、上記の視点をもとに、適正な学校規模の基準を考えます。

ア．教育環境

小規模校　教員の目が行き届き、学年を超えた活動が増え学校が一体となった教育が可能であるが、ずっと同じ人間関係となり、多様な意見に触れることが少なく、協調性や社会性が身につきにくくなることがあります。

教育環境の変化を作り出せ、様々な経験ができるようクラス替えが可能な学校の規模が望ましいと考えます。

大規模校　多くの児童・生徒の中でいろいろな考えに触れることができ、様々な場面に対応できる応用力や社会性を身に付ける機会が多くありますが、子どもが多いことから教員との関係が希薄になりやすく、信頼関係を築くことが難しくなる心配があります。

子どもたちが切磋琢磨でき、教員も子どもたちも互いに顔が分かり、信頼関係を築きやすい規模が望ましいと考えます。

イ．指導体制

小規模校　教員が子どもの能力や個性を理解しやすく、いろいろな場面で適切な指導が行え、全校で行う活動や学習の機会が設定しやすいが、教員の数が少ないため、授業の共同研究や指導方法の相談が十分に行えない環境にあります。また、中学校では、教科によって専門の教員が配置できない場合があります。

教員間で授業の共同研究や指導方法の相談ができる規模が望ましいと考えます。特に中学校では、すべての教科に専門の教員が配置できる規模が望ましいと考えます。

大規模校　教員同士で教科の研修や相談ができやすく、また、中学校では、教員が多いことから指導できる部活動の種類が増え、子どもたちが興味ある部活動の選択肢が増えますが、教員同士の共通理解に基づいた意思統一が難しくなりやすく、子どもたちを深く理解し指導することが難しくなります。

教員同士の意思統一が図りやすく、教員が子どもと向き合い、個々の子どもをよく理解できる学校規模が望ましいと考えます。

ウ．学校運営

小規模校 家庭や地域からの支援、協力が得られやすく、地域に根ざした教育が行いやすいが、PTAや学校行事等で保護者の負担が大きくなりやすく、また、教員が出張や研修などで学校を不在にした場合、代わりの教員による授業が組みにくくなることがあります。

学校行事等において、保護者の負担が過大にならず、教員が出張等で学校を不在にする場合でも、授業や指導ができる規模が望ましいと考えます。

大規模校 学校行事など児童・生徒数の多さを生かしたダイナミックな教育活動が展開できます。しかし、学級数が多くなると音楽室や理科室等の特別教室の割り当てが難しく、また、子ども一人当たりのスペースが少なく、子どもたちの活動が制約される場合があります。

特別教室が無理なく割り当てられ、子どもたちが十分なスペースで安心して過ごせる規模が望ましいと考えます。

上記のようなことを踏まえ、本市における学校の適正規模の基準を次のとおりとします。

【小学校】 12学級以上から24学級以下（一学年：2学級から4学級）
【中学校】 12学級以上から24学級以下（一学年：4学級から8学級）

(2)通学距離の基準

通学距離の基準として、検討委員会からは小学校おおむね4km以内、中学校おおむね6km以内、並びに地域の実情に応じた通学距離設定の意見が示されました。 また、義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第３条第１項に「小学校にあっては、おおむね４km以内、中学校においては、おおむね6km以内であること」と規定されています。

教育委員会では、検討委員会の考え方や、法令でおおむねといいながらも一定の距離が規定されていることなどから、同様の通学距離が妥当であると判断しました。

【小学校】おおむね4km以内
【中学校】おおむね6km以内

第5章　適正規模･適正配置の方策

1 適正化の方策

学校規模及び配置の適正化については、次の方策により取り組みます。また、実施検討にあたっては、それぞれの学校や地域の事情及び特殊性を十分考慮し選択する必要があります。

(1)小規模校の対応

適正規模に満たない学校において、その状況が将来的にも継続すると見込まれる場合には、以下の基準をもって隣接校との統合について検討します。

なお、複式学級がある学校及び複式学級が見込まれる学校は、最優先に統合を検討します。

また、地域の実情に応じ隣接校の通学区域の一部を編入するような通学区域の見直しについても検討します。

【統合検討基準】

･複式学級がある学校

･全学年において単学級となる学校

(2)大規模校の対応

適正規模を超える学校において、その状況が将来的にも継続すると見込まれる場合には、長期的な視点をもって、通学区域の一部を隣接校の通学区域へ編入するような通学区域の見直しや緩衝地区の設定等について取り組みを検討します。

なお、31学級以上の過大規模校及び過大規模校が見込まれる学校は、最優先に検討します。

また、過大規模校となった場合においては、分離校の設置について基準を以下のように定め、基準を満たさない場合は、他の方策を検討します。

【分離校設置検討基準】

･長期間で31学級以上となる場合

ただし、31学級以上で、将来の児童･生徒数が減少傾向にない場合

･校区内に分離するための適切な用地確保ができる場合

2 適正化の手順

学校規模や配置の適正化については、保護者、地域の方々と学校関係者、教育委員会がより良い教育環境を整えるための共通の視点を持って検討を行い、理解と協力を得ながら進めていきます。

(1)地元説明会の開催

学校の適正化に向けて、対象校区の保護者や地域住民の方々に対する地元説明会を開催します。

(2)地域懇談会の設置

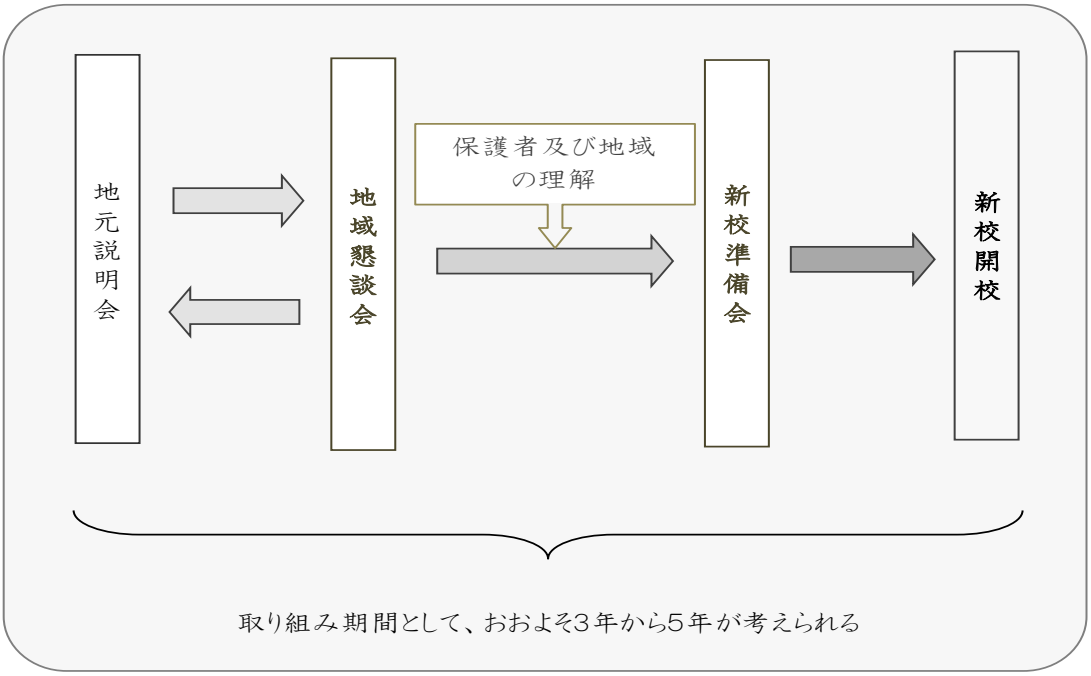
適正化の具体的な検討を行うに当たっては、必要に応じて、該当地区(対象校区及び隣接校区)に、保護者、自治会など地域の方々と学校関係者で構成する地域懇談会を設置し、地区における課題等について協議します。

(3)新校準備会の設置

地域の理解を得られ適正化を実施する場合は、準備会を設置し新しい学校の開校までの検討事項について協議を行いながら進めていきます。

(4)適正化の期間

学校規模の適正化については、期間を定めて進めることはありませんが、適正化の推進に際しては、各種の協議に相当期間を要することが予想されることから、一つの取り組みに対しておおむね3年から5年を要すると考えています。



3 特に留意する事項

(1)保護者、地域住民の理解

学校は、地域の拠点施設であるとともに災害時の避難場所であるなど、地域にとって重要な施設となっており、特に小学校は、長い歴史の中で地域コミュニティの拠点であり、また、地域のまちづくりが小学校区を単位として取り組まれています。

適正化の検討にあたっては、その必要性を十分説明し理解を得るよう努めるとともに、保護者及び地域の方々の意見・要望を踏まえて進めていきます。

(2)安全等に対する配慮

適正化により通学距離が遠くなる場合や通学路が変更となる場合は、歩道の確保や防犯灯の設置など、子どもたちの安全の確保に努めるものとします。

また、通学距離が基準を超える場合などは、スクールバスなどの交通手段を検討するなど子どもたちの負担を軽減するよう努めます。

(3)まちづくりとの連携

熊本市都市マスタープラン等のまちづくりの各種施策との整合性も考慮しながら、関係部局とも連携を図り取り組みます。

(4)学校施設の有効活用

統廃合により廃止となる学校施設については、地域のニーズ等を踏まえ、市全体として有効活用を検討します。

(5)交流学習の充実

適正規模・配置の基準によらない場合や統合が著しく困難な状況になった場合は、地域の実情などを踏まえ合同による学習や集団活動等を通した、子どもたちの社会性を育成する交流学習の充実を図ることを検討します。

また、適正化を行う場合においても、子どもたちの精神的不安をなくすための統合準備として、統合校同士での計画的な交流学習も検討します。

第6章　適正化に向けた取り組み

1　検討対象校

基本方針の基準から学校規模の適正化を検討することが必要な学校は、小規模の小学校が23校、中学校は2校あり、大規模の小学校が7校、中学校は 5 校、過大規模の小学校が1校あります。



小学校：複式学級がある学校　6校
全学年単学級の学校　17校
中学校：全学年単学級の学校　2校

（表1）

区ごとの対象校の児童生徒数・学級数推計

小学校

※学級数は通常学級のみ

区		26年度 児童数	26年度 学級数	⇒	32年度 児童数	32年度 学級数
中央区（19校）		8,649	287		8,836	300
全学年単学級の学校	本荘	76	6	⇒	126	6
	慶徳	124	6		178	7
大規模校	帯山	855	25		773	25
	出水南	787	25		680	22
東区（18校）		11,751	363		11,551	371
小規模校なし		－	－		－	－
大規模校	託麻南	1,050	30	⇒	959	30
	長嶺	966	28		852	25
	画図	961	27		1,006	31
	託麻東	901	27		976	29
	託麻西	856	26		951	30
西区（16校、1分校）		4,436	164		4,252	157
複式学級がある学校	白浜分校	19	2		15	2
	松尾北	12	3		6	2
	松尾東	28	3		24	3
	松尾西	37	4		37	3
	芳野	61	5	⇒	62	5
全学年単学級の学校	古町	117	6		129	6
	高橋	122	6		113	6
	河内	140	6		132	6
	小島	168	6		123	6
	中島	194	6		176	6
大規模校なし		－	－		－	－
南区（21校）		7,839	270		8,101	286
複式学級がある学校	中緑	45	4		30	3
全学年単学級の学校	川口	87	6		54	5
	飽田南	116	6	⇒	120	6
	銭塘	124	6		87	6
	奥古閑	138	6		123	6
	飽田西	140	6		121	6
大規模校なし		－	－		－	－
北区（20校）		8,259	278		8,085	279
全学年単学級の学校	山本	73	6		80	6
	田原	98	6	⇒	91	6
	田底	109	6		104	6
	吉松	168	6		145	6
	山東	176	6		175	6
過大規模校	龍田	1,220	35		平成28年度　分離校開校予定	

（表2）

中学校

※学級数は通常学級のみ

区		26年度		⇒	32年度	
		生徒数	学級数		生徒数	学級数
中央区（11校、1分校）		5,879	167	⇒	5,580	163
小規模校なし		-	-		-	-
大規模校	帯　山	1,001	27		862	23
	出　水	960	26		947	27
東　区（9校）		5,524	154	⇒	5,008	146
小規模校なし		-	-		-	-
大規模校	長　嶺	993	27		959	27
	錦ヶ丘	959	26		739	21
西　区（6校）		1,692	52	⇒	1,557	51
全学年単学級の学校	芳　野	43	3		21	3
	河　内	97	3		70	3
大規模なし		-	-		-	-
南　区（8校）		3,827	110	⇒	3,700	109
小規模校なし		-	-		-	-
大規模校	託　麻	1,024	28		1,041	29
北　区（8校）		3,410	101	⇒	3,181	94
小規模校なし		-	-		-	-
大規模校なし		-	-		-	-

※中央区の分校は、京陵中学校清水が丘分校

2　今後の取り組み

適正化に向けた取り組みについては、児童・生徒数の将来推計（住民基本台帳を基に平成32年度まで推計）をもとに、先に示した適正規模の基準に照らし、子どもたちの教育環境から複式学級がある学校及び複式学級が見込まれる学校と過大規模校が見込まれる学校を第1段階として取り組みます。なお、過大規模校の龍田小学校については、分離新設校（平成28年度に龍田西小学校）を開校予定としており過大規模校は解消し適正規模の学校となります。

また、第1段階の対象とならない学校については、これからの児童・生徒数の推移や社会情勢の変化を見守りながら、検討対象校について第2段階で検討します。

□第1段階の検討対象校

1.複式学級がある学校

・河内小学校白浜分校　・松尾北小学校　・松尾東小学校　・松尾西小学校

・中緑小学校　・芳野小学校

2.複式学級が見込まれる学校

・川口小学校

3.過大規模校が見込まれる学校

・託麻南小学校　・画図小学校　・託麻東小学校　・託麻西小学校　・託麻中学校

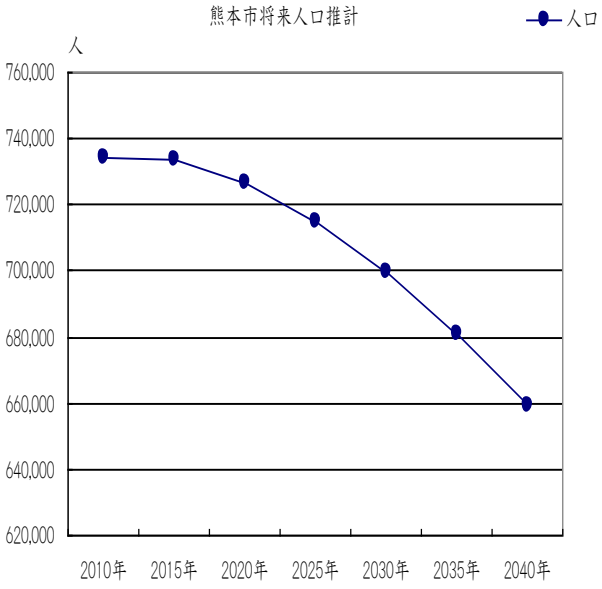
参考資料

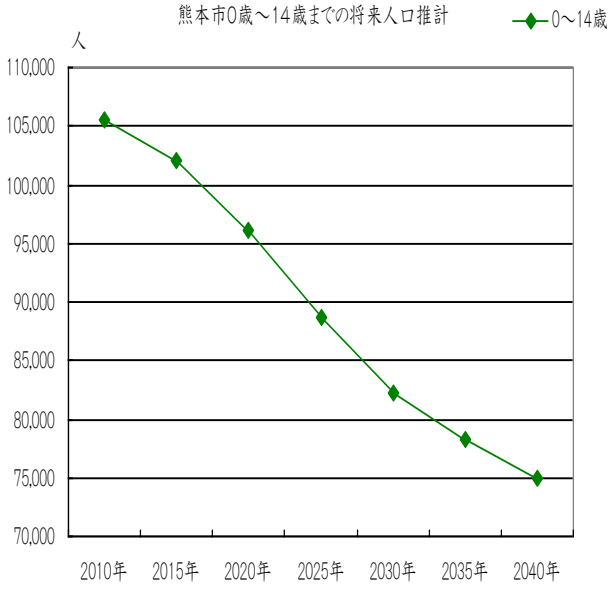
《資料1》 熊本市の将来人口の推計
《資料2》 熊本市の児童生徒数･学校数及び1校あたりの児童生徒の推移
《資料3》 熊本市学校規模適正化検討委員会について
《資料4》 アンケート調査結果
《資料5》 小規模校一覧
《資料6》 大規模校一覧
《資料7》 学級規模別通学区域図
《資料8》 関 係 法 令

《資料1》 熊本市の将来人口推計

この推計は、国立社会保障・人口問題研究所(※1)において、「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」でまとめられたもので、平成22(2010)年の国勢調査を基に、平成22(2010)年10月1日から平成52(2040)年10月1日までの30年間(5年ごと)について、将来人口を推計した市町村別の熊本市の将来推計です。

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
人口	734,474	733,560	726,499	714,761	699,621	681,187	659,133
0～14 歳	105,565	102,010	96,036	88,741	82,221	78,272	74,948





※1:国立社会保障・人口問題研究所は、厚生労働省に設置された国立の政策研究機関

《資料2》 熊本市の児童生徒数･学校数及び1校あたりの児童生徒の推移

◇小学校

年度	児童数（人）	学校数（校）	1校あたりの児童数（人）
S40	47,956	73	665
S41	47,809	75	645
S42	47,810	76	637
S43	47,182	76	628
S44	46,816	76	624
S45	47,319	77	622
S46	47,529	78	617
S47	47,851	78	621
S48	47,673	78	618
S49	48,829	79	625
S50	49,270	79	631
S51	50,716	80	641
S52	51,205	81	639
S53	52,537	81	656
S54	54,563	82	673
S55	55,940	83	681
S56	57,149	83	696
S57	57,935	84	697
S58	58,467	86	687
S59	58,155	87	675
S60	57,300	88	658
S61	55,975	89	635
S62	54,998	89	625
S63	54,017	89	613
H 1	53,305	90	599
H 2	53,354	90	599
H 3	53,226	91	591
H 4	52,639	91	584
H 5	52,057	91	578
H 6	51,225	91	569
H 7	50,326	92	553
H 8	48,590	92	534
H 9	47,084	92	517
H10	46,262	93	503
H11	45,408	93	493
H12	44,861	93	487
H13	44,459	93	483
H14	44,157	93	480
H15	43,951	93	477
H16	43,450	93	472
H17	43,333	93	471
H18	43,227	93	470
H19	42,996	93	467
H20	42,858	93	466
H21	42,658	93	463
H22	42,257	93	463
H23	41,863	93	455
H24	41,338	93	449
H25	40,924	94	440
H26	40,934	95	435

※1校あたりの児童数は分校を除く

◇中学校

年度	生徒数（人）	学校数（校）	1校あたりの生徒数（人）
S40	28,409	30	947
S41	26,733	31	862
S42	25,067	30	836
S43	24,720	30	824
S44	24,174	30	806
S45	23,624	30	787
S46	23,359	30	779
S47	23,325	31	752
S48	23,328	31	753
S49	23,132	31	746
S50	23,128	31	746
S51	23,550	31	760
S52	24,129	32	754
S53	24,543	32	767
S54	24,071	32	752
S55	24,650	33	747
S56	25,261	33	765
S57	26,532	33	804
S58	26,482	34	779
S59	27,148	34	798
S60	28,035	34	825
S61	29,683	35	848
S62	30,153	36	838
S63	30,002	37	811
H 1	29,157	37	788

年度	生徒数（人）	学校数（校）	1校あたりの生徒数（人）
H 2	28,227	37	763
H 3	27,636	38	727
H 4	27,280	38	718
H 5	27,052	40	676
H 6	26,534	42	632
H 7	26,015	42	619
H 8	26,058	42	620
H 9	25,902	42	617
H10	25,627	42	610
H11	24,831	42	591
H12	24,172	42	576
H13	23,514	42	560
H14	22,730	42	541
H15	21,941	42	522
H16	21,597	42	514
H17	21,381	42	509
H18	21,386	42	509
H19	21,255	42	506
H20	21,095	42	502
H21	20,971	42	499
H22	20,613	42	491
H23	20,553	42	489
H24	20,417	43	486
H25	20,531	43	489
H26	20,332	43	484

※1校あたりの児童数は分校を除く

《資料3》熊本市学校規模適正化検討委員会について

熊本市学校規模適正化検討委員会	
①設　置	平成24年7月1日
②委　員	11名（学識経験者、地域代表、保護者、公募委員、学校代表）
③委員会開催	5回開催
④審議内容	本市の小学校及び中学校の学校規模の適正化に向けた事項に関する基本的な考え方及び具体的な方策について検討。
⑤報告書	平成25年3月 意見をまとめた「熊本市学校規模適正化検討委員会報告書」の提出

熊本市学校規模適正化検討委員会報告書【要約】

◎適正規模の基本的な考え方

適正規模	小学校：12学級～24学級（1学年：2学級～4学級）
	中学校：12学級～24学級（1学年：4学級～8学級）

●小学校

・多くの友人等と多様な人間関係を構築することが必要。
・全ての学年でクラス替えができるよう各学年2学級以上、全体で12学級以上の規模が望ましい。
・1学年4学級までは、学校行事など集団で行われる教育活動が行いやすく、複数の教員による協力、支援体制も確保できることなどから、全体で24学級までを望ましい規模と考える。

●中学校

・小学校よりもさらに多くの友人等を通じて、人間性と社会性の調和のとれた育成が望まれることから、ある程度の集団の中で活動する環境が必要。
・中学校は、教科担任制であり、各教科に専門の教員が配置されることが望ましい。
・生徒の人間性と社会性の育成及び必要な教員数を確保するための学級数として、1学年あたり4～8学級、全体で12学級～24学級までを望ましい規模と考える。

◎適正配置の基本的な考え方(方策)

1.大規模校(25学級以上)

①長期的視点に立って地域の特性等を考慮したうえ、通学区域の見直しや緩衝地区の設定等、弾力的に取り組んでいくことが必要。

②次のような「基準」等を明確にし、分離によらない方策についても検討が必要。

・短期間31学級以上となる場合
・31学級以上であっても、児童生徒数が減少傾向にある場合
・校区内に分離するための適切な用地確保ができない場合

2.小規模校(11学級以下)

①規模の小さい学校は、統廃合を基本として考える必要。

〇統廃合を行う場合「選定基準」を策定し、優先的に進めることが必要。

「選定基準」
・複式学級のある学校
・全学年単学級の学校

〇統廃合を行う場合

・保護者と地域住民の理解と協力を得ながら、進めていくことが大切。
・スクールバス等の導入などにより保護者や子どもの負担に配慮を行うことが必要。
・学校及び地域の実情等を考慮し、小中連携教育など新たな制度の導入も検討が必要。

②地域の特性等を考慮したうえで、通学区域の見直しや緩衝地区の設定、また、通学区域に関係なくどこからでも通学できる特認校制についても検討が必要。

③統合が難しい場合は、統合以外の方策として、合同による学習や集団活動等を通して、子どもたちの社会性を育成する交流学習を充実することも必要。

3.通学距離等

①義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令第3条第1項に「小学校にあっては、おおむね4㎞以内、中学校においては、おおむね6㎞以内であること」と規定されている。

②通学距離等は、児童・生徒の安全な通学路の確保、保護者の負担軽減、また、地形など地域の実情等を考慮することが必要。

4.地域社会への配慮

学校規模適正化については、地域の方々と十分に協議を重ね理解と協力のもと進めることが必要。

《資料4》アンケート調査結果

○調査概要

（1）対　象　　小規模校、大規模校及び適正規模校の児童生徒（小学5･6年生、中学3年生）、教員、保護者、学校評議員

（2）期　間　　平成24年9月3日～9月19日

（3）回答総数　1，778人

アンケート結果の分析から、主な意見（保護者･教員）をまとめると次のようなことがいえる。

①．1学年あたりの学級数

（1）小学校：保護者、教員ともに3学級（1学校あたり18学級）を最も多く望んでいる。

（2）中学校：保護者、教員ともに4学級～6学級（1学校あたり12学級～18学級）を最も多く望んでいる。

②．規模が小さい学校（学校全体で5学級以下）への対応

（1）小学校：保護者、教員ともに「一定の基準で全市についての計画を立て地域の実情に配慮しつつ適正配置を進める」を最も多く望んでいる。

（2）中学校：保護者、教員ともに全体的に見て小学校同様「一定の基準で全市についての計画を立て地域の実情に配慮しつつ適正配置を進める」を最も多く望んでいる。

③．規模が大きい学校（学校全体で31学級以上）への対応

（1）小学校：全体的に見て保護者は「校区の変更等により適正配置を進める」ことを最も多く望んでいるが、教員は「分離校を設置する」ことを最も多く望んでいる。

（2）中学校：小学校同様、保護者は「校区の変更等により適正配置を進める」ことを望んでいるが、教員は「分離校を設置する」ことを望んでいる。

④．学校の適正配置に配慮すべき点

（1）小学校：保護者、教員ともに「通学（時間、方法）とその安全」また、「保護者、地域住民、地域団体との十分な協議」を多く望んでいる。

（2）中学校：小学校同様、保護者、教員ともに「通学（時間、方法）とその安全」また、「保護者、地域　住民、地域団体との十分な協議」を多く望んでいる

⑤．通学時間･通学距離･通学方法について

児童生徒の通学時間、通学距離、通学方法は、保護者、教員ともに小学生は、「徒歩」で「30分以内」、「3キロメートル以内」、中学生は、「徒歩」で「30分以内」、「4キロメートル以内」を最も多く選択している。

《資料5》小規模校一覧

○小規模校（11学級以下）の状況（平成２７年度以降は住民基本台帳に基づく将来推計）

◆　小学校　　（通常学級のみ）

区		小学校名	校地面積（㎡）	平成２６年度		平成２７年度		平成２８年度		平成２９年度		平成３０年度		平成３１年度		平成３２年度	
				学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
西	1	**白浜分校**	1,768	2	19	2	18	2	10	2	7	2	6	2	10	2	15
西	2	松尾北	3,641	3	12	3	14	3	11	3	10	3	7	3	7	3	6
西	3	松尾東	8,509	3	26	3	24	3	23	3	23	4	23	4	24	3	24
西	4	松尾西	7,551	4	37	4	39	4	41	4	43	4	45	4	41	3	37
南	5	中　緑	9,738	4	45	5	46	4	46	5	46	4	43	3	33	3	30
西	6	芳　野	12,767	5	60	5	57	4	51	4	55	4	57	5	62	5	62
北	7	山　本	14,942	6	71	6	73	6	75	6	75	6	75	6	75	6	80
中央	8	本　荘	11,533	6	72	6	69	6	77	6	81	6	89	6	105	6	126
南	9	川　口	12,066	6	84	6	76	5	75	5	73	5	63	5	50	5	54
北	10	田　原	16,319	6	95	6	99	6	97	6	90	6	91	6	87	6	91
北	11	田　底	12,691	6	106	6	108	6	111	6	103	6	96	6	102	6	104
中央	12	慶　徳	6,563	6	109	6	117	6	126	6	144	6	141	7	161	7	178
南	13	飽田南	11,835	6	112	6	118	6	118	6	128	6	123	6	122	6	120
西	14	古　町	11,184	6	114	6	117	6	126	6	133	6	128	6	131	6	129
南	15	銭　塘	12,246	6	120	6	108	6	106	6	102	6	96	6	93	6	87
西	16	高　橋	7,271	6	122	6	113	6	109	6	109	6	109	6	112	6	113
南	17	奥古閑	13,329	6	136	6	130	6	143	6	135	6	140	6	126	6	123
南	18	飽田西	11,795	6	139	6	157	6	148	6	151	6	143	6	140	6	121
西	19	河　内	12,080	6	140	6	133	6	133	6	139	6	135	6	128	6	132
西	20	小　島	12,462	6	161	6	158	6	160	6	146	6	140	6	136	6	123
北	21	吉　松	14,847	6	164	6	166	6	164	6	160	6	147	6	151	6	145
北	22	山　東	16,204	6	167	6	172	7	181	7	186	7	186	7	186	6	175
西	23	中　島	13,529	6	192	6	191	6	193	6	192	6	199	6	187	6	176
中央	24	碩　台	12,093	8	194	7	198	8	210	7	201	7	202	7	198	8	225
西	25	春　日	14,224	8	223	9	233	10	240	10	242	10	251	11	269	11	296
中央	26	城　東	15,397	9	223	9	222	10	231	11	249	12	262	12	260	11	262
北	27	菱　形	18,797	10	228	9	222	9	235	8	227	8	227	9	227	10	226
北	28	豊　田	23,084	10	245	9	234	8	232	9	248	10	247	10	235	10	232
中央	29	五　福	6,682	11	251	11	255	11	265	11	274	12	285	12	292	12	300

◆中学校

区		中学校名	校地面積（㎡）	平成２６年度		平成２７年度		平成２８年度		平成２９年度		平成３０年度		平成３１年度		平成３２年度	
				学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
西	1	芳　野	31,175	3	43	3	43	3	45	3	37	3	36	3	28	3	21
西	2	河　内	11,805	3	94	3	94	3	90	3	75	3	70	3	65	3	70
北	3	植木北	21,608	6	142	6	137	6	133	5	144	5	140	5	128	5	116
中央	4	桜　山	19,596	6	185	6	187	6	179	6	179	6	177	6	176	6	196
西	5	城　西	13,784	8	232	7	217	6	201	6	195	6	201	6	202	7	204
南	6	天　明	22,867	8	251	8	237	6	196	6	192	6	167	6	182	6	163
南	7	富　合	26,961	9	250	8	232	7	226	7	239	8	247	9	255	9	263
中央	8	江　原	25,360	9	277	9	310	8	283	10	310	9	280	10	303	9	292
中央	9	江　南	23,240	9	285	9	286	9	261	8	249	8	244	8	238	8	223
中央	10	藤　園	22,788	9	296	9	305	9	300	9	299	9	294	10	310	10	319
北	11	五　霊	20,886	9	304	9	290	9	270	8	259	8	256	9	273	10	298
西	12	井　芹	25,851	9	305	10	306	10	304	10	309	10	294	9	287	10	300
南	13	飽　田	13,310	10	364	10	353	11	344	9	313	10	323	10	321	10	349
北	14	鹿　南	28,885	11	346	10	336	9	305	9	302	9	297	10	307	9	293
北	15	武　蔵	22,407	11	352	11	353	10	331	10	354	11	360	11	367	9	334
東	16	二　岡	22,618	11	358	11	383	11	378	13	416	12	408	12	415	13	405
中央	17	竜　南	18,629	11	376	11	405	11	374	11	365	9	324	10	320	9	313
南	18	城　南	23,937	11	386	12	400	13	436	12	423	11	407	12	397	12	406

※児童生徒数は、平成26年5月1日現在の住民基本台帳に基づく0歳児から6歳児のデータから推計

《資料6》大規模校一覧

◎大規模校（25学級以上）の状況（平成２７年度以降は住民基本台帳に基づく将来推計）

◆　小学校　　（通常学級のみ）

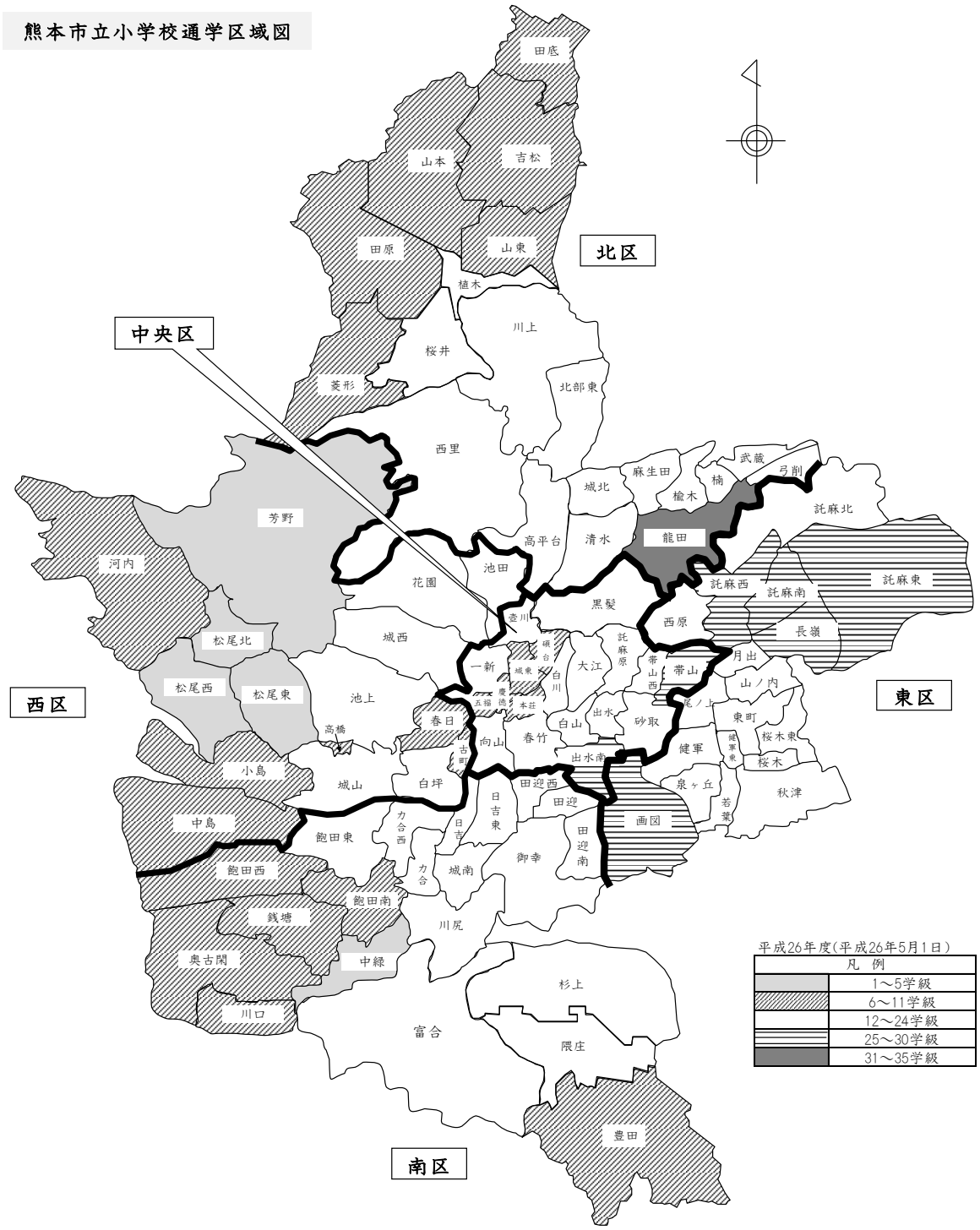
区		小学校名	校地面積(㎡)	H26度プレハブ設置数	平成２６年度		平成２７年度		平成２８年度		平成２９年度		平成３０年度		平成３１年度		平成３２年度	
					学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
北	1	龍　田	13,616	15	35	1,192	36	1,228	36	1,229	平成28年度　分離校(龍田西小)開校予定							
東	2	託麻南	21,601	11	30	1,031	31	1,046	30	1,021	29	1,013	30	1,002	30	979	30	959
東	3	長　嶺	24,673	2	28	945	29	948	28	934	28	926	29	929	27	896	25	852
東	4	画　図	17,278	10	27	940	28	961	30	989	31	1,022	32	1,037	32	1,034	31	1,006
東	5	託麻東	25,338	4	27	884	28	901	29	906	28	890	28	929	28	950	29	976
東	6	託麻西	18,729	-	26	843	25	805	26	819	27	832	28	886	30	941	30	951
中央	7	帯　山	20,252	-	25	833	25	799	26	803	26	822	26	806	26	771	25	773
中央	8	出水南	16,287	-	25	770	25	761	25	738	24	730	23	715	22	683	22	680

◆　中学校

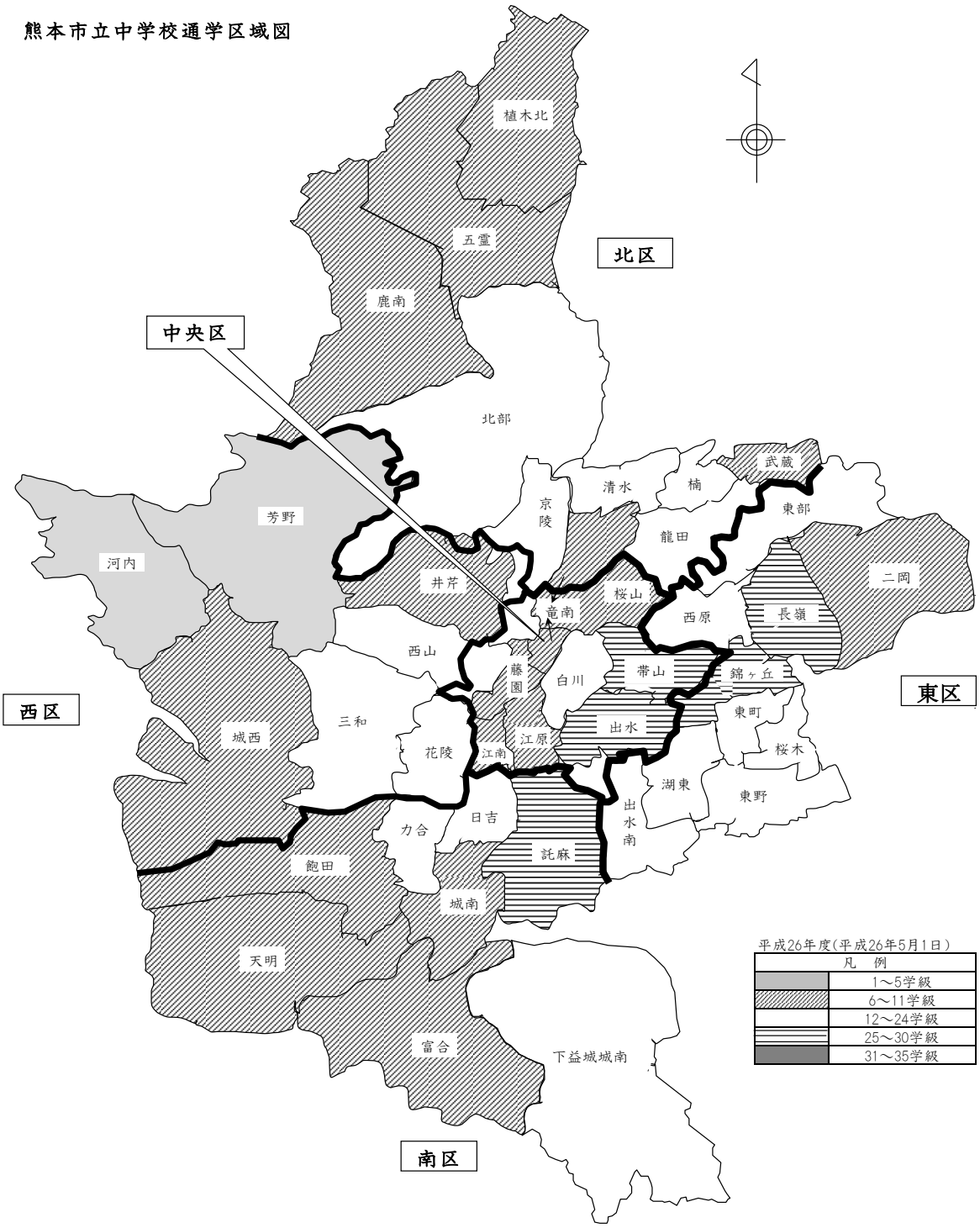
区		中学校名	校地面積(㎡)	H26度プレハブ設置数	平成２６年度		平成２７年度		平成２８年度		平成２９年度		平成３０年度		平成３１年度		平成３２年度	
					学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
南	1	託　麻	24,430	2	28	1,011	27	984	27	976	27	961	27	975	27	973	29	1,041
中央	2	帯　山	25,675	-	27	997	26	968	26	942	25	894	23	839	22	826	23	862
東	3	長　嶺	40,917	2	27	979	27	962	27	958	26	914	26	931	26	919	27	959
中央	4	出　水	25,654	2	26	941	27	949	26	954	27	964	26	941	26	938	27	947
東	5	錦ヶ丘	19,909	4	26	930	25	891	23	836	23	810	23	802	23	789	21	739

※児童生徒数は、平成26年5月1日現在の住民基本台帳に基づく0歳児から6歳児のデータから推計

《資料7》学級規模別通学区域図



熊本市立中学校通学区域図



《資料8》関係法令

○ 学校教育法施行規則(抄)

(昭和二十二年五月二十三日)

(文部省令第十一号)

第四十条 小学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、小学校設置基準(平成十四年文部科学省令第十四号)の定めるところによる。

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第六十九条 中学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるもののほか、中学校設置基準(平成十四年文部科学省令第十五号)の定めるところによる。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条」とあるのは「第七十二条、第七十三条(併設型中学校にあっては第百十七条において準用する第百七条、連携型中学校にあっては第七十六条)又は第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令(抄)

(昭和三十三年六月二十七日)

(政令第百八十九号)

(適正な学校規模の条件)

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(抄)

(昭和三十三年五月一日)

(法律第百十六号)

(学級編制の標準)

第三条 公立の義務教育諸学校の学級は,同学年の児童又は生徒で編制するものとする。

ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少いかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

2　各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十人(第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人)
	二の学年の児童で編制する学級	十六人(第一学年の児童を含む学級にあつては、八人)
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人
中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	八人
	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

3　各都道府県ごとの、公立の特別支援学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、六人(文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する児童又は生徒で学級を編制する場合にあっては、三人)を標準として、都道府県の教育委員会が定める。
ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

○　学級数による学校規模の分類

（昭和59年　文部省助成課「これからの学校施設づくり」資料より）

	過小規模	小規模	統合の場合の適正規模		大規模	過大規模
			適正規模			
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

※ 複式学級

学年ごとにクラスを編制するのではなく、複数学年で1クラスにする学級編制のこと。

・小学校:2個学年を合わせて16人以下
・中学校:2個学年を合わせて4人以下
} 熊本県基準